

## 6-1 身体的権利の概要 <基礎編>

身体的権利がないとどういうことになるのか？

### 身体的権利 の意義

前近代社会においては、権力者は勝手に人々を犯罪者とし処罰することができた。例えば中世ヨーロッパでは、王は、王の政治を批判する人々を、警察官僚に命じて自由に逮捕・監禁・処刑することができた。また腐敗していたキリスト教会では、「魔女」とのうわさが立った者を逮捕・拷問する権限を異端審問官に与え、各地で恐ろしい「魔女狩り」や「魔女裁判」が行われたこともあった。このように、権力者が勝手に人々の自由を奪い拷問・監禁・処刑などの虐待を加えるようなことが許されていると、人々は安心して生活をする事ができない。そこで、市民革命によって成立した近代社会においては、国民の身体的権利を基本的人権として認めたのである。

このことから分かるように、身体的権利の大部分は、犯罪と刑罰に関する基本的人権である。

### 憲法が保障 する権利

日本では、明治憲法の時代に身体的自由がしばしば侵害された。このことを教訓にして、日本国憲法は、身体的自由権に関して細かい規定を置き、法律で定められた手続きなしに生命や自由が奪われたり、処罰されたりしないことを定めている。そして、人権侵害が起らないように逮捕や取調べ、捜索の際の手続きについて細かな制限を加えている。現行犯以外の場合、裁判所の発する令状がなければ逮捕できないし、取調べにあたっては拷問が禁止され、脅迫などによる自白は証拠として認められないとし、逮捕された者の黙秘権を認めている。

#### ■日本国憲法が保障する身体的自由権■

- 法定の手続きによらなければ生命・自由を奪われたり刑罰を科されない (31条)
- 裁判官が発行する逮捕状がなければ逮捕できない (現行犯逮捕の場合を除く) (33条)
- 理由を告げられない抑留・拘禁は禁止。その理由は公開の法廷で示される (34条)
- 裁判官が発行する捜索令状がなければ住居内や持ち物を検査されない (35条)
- 残虐な刑罰は禁止 (36条)
- 刑事裁判において被告人は弁護士を頼み、自分に有利な証拠を調べてもらえる (37条)
- 自分に不利な自白を強制されることはない。不利な自白だけでは有罪にされない (38条)
- 適法行為を後になって犯罪にすることはできない。同一犯罪について再度審理を受けない (39条)

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p119

## 6-1 身体的権利の概要 <標準編>

### 罪刑法定主義

「**罪刑法定主義**」は、“どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が課されるか”を、あらかじめ法として定め、人々が事前に知ることができるようにしておくということである。罪刑法定主義が実現することによって、権力者は法に定められていない理由で人々を犯罪者として処罰することができなくなる。人々は法に犯罪として定められた行為を避けることによって犯罪者として処罰されることもなくなるのである。

罪刑法定主義に基づいて、近代国家では犯罪と刑罰を明記した法律を制定している。日本では「**刑法**」が定められ、さまざまな犯罪が列挙されて、それぞれについてどのような刑罰が科されるか明記している【①】。

#### 刑法が定める主な犯罪と刑罰

- 現住建造物等放火（108条）：死刑または無期もしくは5年以上の懲役【②】
- 殺人罪（199条）：死刑または無期もしくは5年以上の懲役
- 殺人予備罪（201条）：2年以下の懲役
- 強盗罪（236条）：5年以上の懲役
- 強盗致死傷罪（240条）：死刑または無期懲役
- 窃盗罪（235条）・詐欺罪（246条）：10年以下の懲役
- 事後強盗罪（238条＝窃盗犯が逃げるため暴行脅迫をしたとき）：強盗とみなす

### 法定手続きの保障

国民の身体的権利を守るためには、罪刑法定主義だけでは不十分である。それに加えて、証拠調べや刑事裁判が公正に行われる必要もある。これが「**法定手続きの保障**」の原理である。国民の権利を制限するためには法が定めた手続きによらなければならないとする趣旨で、近代国家ではそのための手続きを定めた法律を制定している。日本では犯罪と刑罰に関して「**刑事訴訟法**」という法律が定められ、事件捜査や刑事裁判の進め方について詳細なルールが定められている。

### 刑事裁判のしくみ

刑事裁判は、刑事事件の真実を発見し量刑を決定する手続きであり、**刑事訴訟法**に基づいておこなわれる訴訟である。【③】

犯罪事件が発生したときに事件を捜査し容疑者の身柄を確保するのが**警察官**の役割である。警察官は容疑が固まればこれを**検察官**に引き渡す（**送検**）。検察官は受け取った容疑者をさらに調べ、処罰する必要があると考えるときは裁判所（多くは地方裁判所）に裁判を起こす（**起訴**）【④】。一方、

① 刑法以外の法律でも、罰則が定められている法律（例えば道路交通法など）では、その罰則にふれる行為は犯罪となり処罰される。

また犯罪が成立するためには、その行為が犯罪行為に該当すること（構成要件該当性）に加えて、違法性・有責性の計3条件をすべて満たす必要がある。

② 懲役とは刑務所で労働を科される刑罰。禁錮とは労働を科されない刑罰である。

③ 刑事裁判は公共社会の秩序を維持するために行われるものであり、犯罪者に対する報復（仕返し）のために行われるのではない。

④ 検察官は、贈収賄事件のような特殊な事件については自ら直接に捜査をすることができる（例：東京地検特捜部）

捜査や裁判の過程において、容疑者の基本的人権が侵害されないように弁護をするのが**弁護士**の役割である。【⑤】

裁判は**証拠**に基づいておこなわれる。証拠を示して意見を述べることを立証という。裁判官は検察官と弁護士の双方の主張・立証を聞き、「合理的な疑いが生じない程度に犯罪が立証」された場合にのみ有罪判決を下す。それ以外の場合は無罪判決をしなければならない（**無罪推定の原則**）。

判決に不服がある場合は、上級裁判所（普通は高等裁判所）に**控訴**でき、控訴審判決でも不服がある場合はさらに上級の裁判所（多くは最高裁判所）に**上告**できる。判決が「確定」した場合はそれ以上争うことはできないが、誤った裁判によって基本的人権が侵害されてはいけいないので、判決が確定したあとも、無罪証拠が新たに発見されたなど例外的な場合には、裁判を最初からやりなおすこと（**再審**）が認められている。

### 検察審査会

刑事裁判を起こせる（起訴できる）のは検察官だけだが、検察官が起訴すべき事件を起訴しなかったら公共社会の秩序は保たれなくなってしまう。そのため地方裁判所がある都市に、くじで選ばれた有権者からなる**検察審査会**が置かれている。この審査会は、事件当事者からの求めに応じて、検察官の判断が正しかったか審査し、検察官に起訴すべき旨の勧告を出す。【⑥】

### 被害者の裁判への参加

2008年から犯罪の被害者や遺族が刑事裁判に参加し意見を述べるできるようになった。これは被害者や遺族が知りたいことを審理の過程で明らかにすることができるようにするためである。しかし、刑事裁判は報復の場ではないし、無罪推定の原則で進められなければならないものである。専門家の間では被害者や遺族が裁判に参加することに反対する意見もある。

### 裁判員制度

2009年5月から**裁判員制度**がスタートした。これは殺人や強盗致死傷などの重大事件について、国民から無作為に選ばれた裁判員が職業裁判官とともに事件を審理し、事実を認定し刑罰まで決めるという制度である。

この制度については、プロの裁判官だけによる審理にくらべて一般国民の常識を反映することができるとして積極的に支持する意見がある一方で、①被害者感情に影響されて冷静な審理ができず重罰化が進む、②裁判員が関与する前の「公判前整理手続」で証拠や争点が整理されてしまい冤罪が増える危険がある、③生涯にわたる守秘義務など負担が過大である、など懸念する意見もある。裁判員制度の導入によって、従来の裁判の欠点が克服されて憲法に精神に沿った裁判が行われるようになるのだろうか。

⑤刑事裁判の起訴ができるのは検察官だけである。ただし警察官が取り調べて容疑者を暴行した場合のように、公務員による犯罪事件で検察官が起訴をしない場合には、例外的に弁護士が起訴することができる（準起訴手続き）。この場合は、弁護士が検察官の役割を果たす。

### ■日本の裁判所 <刑事事件の場合>

最高裁判所  
↑（上告）  
高等裁判所  
↑（控訴・上告）  
地方裁判所  
↑（控訴）  
簡易裁判所または  
家庭裁判所

簡易裁判所は軽微な事件を扱う。  
家庭裁判所は少年事件を扱う。

⑥2009年5月から検察審査会の権限が強化され、検察官が不起訴とした事件について検察審査会が2回「起訴相当」の決議を繰り返した事件は、弁護士が起訴する制度が導入された。

## 6-2 身体的権利の関連問題 <基礎編>

冤罪はなぜ起きるのだろうか？

### 冤罪の悲劇

やっていない罪を着せられることを「**冤罪**」（あるいは「ぬれぎぬ」という。真犯人でない者が「犯人」とされる場合だけでなく、はじめから存在しない事件が捏造される（でっちあげられる）場合もある。

日本国憲法は身体的自由権について詳しい規定を置いているが、それにもかかわらず冤罪を叫ぶ被疑者は多く、実際に冤罪であったことが明らかになるケースも起きている。いったん冤罪事件に巻き込まれた者が自己の無実を証明する作業にはたいへんな困難がともなう。その悲劇は言葉では表現できないほどつらい。それゆえ冤罪は絶対にあってはならない。【①】

刑事裁判では、有罪判決が確定したあとでも、判決を受けた者の利益になる場合には、審理をやり直すことができる。これを**再審**という。しかし再審が認められる条件は厳しく法定されており【②】、裁判所が再審を認めることは非常に少ない。しかし戦後、死刑判決の事件で再審が実現し、最終的に無罪となったケースがある。

### 冤罪はなぜ起きるか

冤罪の原因として最も多いのが**自白の強要**である。日本国憲法は自白の証拠能力を限定しているにもかかわらず、捜査の現場（警察官や検察官による取調べ）では、現在でも容疑者の自白が重要視されている。また現在の刑事訴訟法では、警察や検察は収集した証拠物品のすべてを裁判に提出する義務を課せられていないため、被告人に有利な証拠を裁判に提出しないケースがあると指摘されている。さらには、審理を担当する裁判官が、被告人や弁護士の主張と、警察官や検察官の主張を公平に比較せず、警察官・検察官の主張を信用して裁判する傾向が強いという指摘もある。【③】

①「百人の罪人を見逃しても、一人の無実を罰するなかれ」という言葉がある。

②証拠が虚偽であったり偽造されたものであることなど、有罪判決を受けた者に利益となる明らかな証拠がなければならぬ。

③他にも、証拠の捏造（ねつぞう）、科学的鑑定妨害など、さまざまな事情がある。

### ■日本における有名な再審事件（一部） <どんな事件か調べてみよう>

吉田岩窟王事件（1913年発生・無期懲役→1963年無罪判決）戦後初の再審無罪事件  
免田事件（1948年発生・死刑→1983年無罪判決）戦後発生した事件としては初の再審事件  
弘前大学教授夫人殺し事件（1949年発生・懲役→1977年無罪判決）服役後に真犯人が自白  
徳島ラジオ商殺し事件（1953年発生・死刑→1985年無罪判決）日本初の死後再審無罪事件  
松山事件（1955年発生・死刑→1984年無罪判決）検察の不提出証拠が再審開始の決め手に  
島田事件（1954年発生・死刑→1989年無罪判決）死刑再審無罪としては現在最後の事件

## 6-2 身体的権利の関連問題 <標準編>

### 推定無罪の原則

近代国家においては、「刑事裁判によって有罪の判決が確定するまでは無罪である」という前提で刑事裁判の手続きが進められなければならない。これを**推定無罪の原則**という。しかし日本では、残念ながらこの原則が十分に浸透しておらず、冤罪の温床となっている。

### 自白の強要

冤罪の最大の原因は取り調べの過程における**自白の強要**である。自白の強要が起こる背景には、いわゆる**代用監獄**（正確には**代用刑事施設**）の存在が指摘されている。代用監獄とは、警察署の留置場であるが、これが**拘置所**の代用として利用されている場合に特に「**代用監獄**」と呼ぶ。

本来、警察に逮捕された容疑者は、逮捕後 72 時間までは警察署の留置場に收容されるが、それ以上の長時間の拘束が必要な場合は、裁判官の許可を得て拘置所という施設に收容しなければならない。しかし実際には、警察署の留置場を拘置所の代用としてよいことが法定されているため、そのまま警察署の留置場に收容されつづけることが多い。容疑者が拘置所に收容されれば、早朝や深夜あるいは徹夜の取調べは難しくなるが、警察署の留置場に收容されている場合は、長時間の取調べが容易になるので、自白の強要が起こりやすい【①】。日本弁護士連合会は、自白の強要を防ぐため警察官・検察官による**取調べの全過程の録画**を求めている。【②】

### 証拠の捏造と不提出

警察による証拠の捏造が疑われる場合もある。松山事件では、警察官が容疑者の自宅を捜索し布団を押収したときには血痕がついていなかったのに、裁判の法廷にその布団が証拠品として提出されたときには血痕が付着していた。

また現在の法律では、検察官は、捜査の過程で収集した証拠のすべてを刑事裁判の法廷に提出しなくてもよいことになっている。しかし、そのために被告人に有利な証拠が法廷に提出されないということが起きている（例：松山事件）。このため、「法律を改正して、警察や検察が収集した証拠物品をすべて裁判に提出するよう義務付けるべきだ」との意見があるが、検察庁は拒否しつづけている。

### 鑑定の問題

冤罪の背景には**科学的鑑定**のあり方も関係している。第一に、鑑定技術の進歩に裁判所が十分対応できていないという問題がある。たとえば **DNA 鑑定**は、現在

①国連自由権規約委員会は日本の代用監獄に懸念を表明し改善を勧告しているが、未だに改善されていない。

なお、**拘置所**は未決拘留者と死刑確定者を收容する施設である。これに対して**刑務所**は、懲役刑や禁固刑が確定した者を收容する。

②しかし警察庁・検察庁は、「捜査に支障をきたす」という理由で、これに反対している。

では技術の進歩により「地球上のすべての人間を識別できる」と言われるほど精密な鑑定が可能になっている【③】が、数十年前の鑑定技術ではそれほど精密なDNA鑑定はできなかった。そのため数十年前のDNA鑑定で「犯人」と断定されていても、現在の技術水準では「犯人ではない」可能性がある。しかし裁判所はこの点に懐疑的である（例：足利事件【④】）。

第二に、鑑定対象となる試料（血液や体液など）が全量消費されないようにする必要がある。以前の技術では鑑定のために大量の試料を必要としたので、証拠となるべき試料の全量が鑑定のために消費されてしまい、再鑑定ができなくなるという問題があった。証拠となる鑑定試料は、将来の再鑑定に備えて全量消費しないようにする必要があるが、現在の法律では試料の保存が義務付けられていない。そのため冤罪の証明がきわめて困難になっている場合がある（例：仙台北稜クリニック事件）。

このように、検察官や裁判官が真実の発見に消極的な現状では、冤罪の防止や冤罪被害者の救済は難しいと言わざるを得ない。

### 死刑の是非

身体的権利に関しては、「死刑が刑罰として適当かどうか」という問題がある。

死刑に反対する意見は、日本国憲法（36条）は残虐な刑罰を禁止していること、冤罪で死刑が執行された場合には取り返しがつかないこと、生活の困窮などを改善すれば凶悪犯罪は減らせること、などが根拠となっている。一方政府は、日本国憲法は法定の手続きによれば生命を奪うことも認めている（31条）こと、凶悪犯罪を防止するための方法（抑止策）になることなどを理由に、死刑の廃止には消極的である。また世論調査では、死刑の廃止に賛成する国民は少ない。

しかし国際的には「死刑を廃止もしくは10年以上執行していない国」が過半数を占めるようになっており、先進国で死刑を執行している国は日本とアメリカ（一部の州）だけになっている【⑤】。ちなみに死刑を廃止した国の多くでは、死刑廃止後も凶悪犯罪は激増していない。

### 犯罪被害者の保護

死刑廃止に反対する意見の背景には、「犯罪で家族を失った遺族の憎しみを晴らす方法は死刑しかない」という考え方があり、しかし刑罰は、ほんらい社会秩序

の維持のために行われるもので【⑥】、被害者の恨みを晴らすために行われるのではない。また犯人を処刑しても殺された被害者が生き返るわけでもない。それゆえ「犯罪被害者の受けた心身の傷は、裁判と刑罰によってではなく、別の方法によるべきだ」との意見がある。欧米では、加害者に対する被害者の憎しみを軽減させるための心理的療法も開発されている。

③このことも背景となって、殺人罪の時効（現在25年）を撤廃すべきとする意見や市民運動が起こっている。

④東京高裁は事件から18年後の2008年12月に足利事件のDNA再鑑定を決定した。

⑤国連自由権規約委員会は日本の死刑に懸念を表明し、廃止に向けた努力をするよう勧告している。

⑥さらに、刑罰は犯人を懲らしめるために課すものではなく、善良な人間に変えて社会に復帰させるための教育だという考え方もある（教育刑論）。

## 6-2 身体的権利の関連問題 <発展編>

### ■Q：死刑は存続すべきか、廃止すべきか？

**★山口県光市の母子殺害事件** 1994年4月、当時18歳の少年が強姦目的でアパートに侵入。排水検査を装って若い母親と生後11ヶ月の女儿がいる居間に押し入り、女性を引き倒して強姦しようとしたが抵抗されたため首を絞めて殺害。さらに傍らで泣き止まない女儿を床にたたきつけたうえ首を絞めて殺し、財布を奪って逃げた。4日後に逮捕され、山口地裁・広島高裁では無期懲役の判決が出されたが、その後「無期懲役なら実際には7年くらいで出所できる」などの手紙を友人に宛てて書いていたことが明らかになり、夫で父親の男性はメディアを通して強い調子で繰り返し死刑判決を求めた。すると最高裁は審理を高裁に差し戻し、2008年4月に高裁で死刑判決が出た。

**★足利事件と飯塚事件** 1990年5月、栃木県足利市のパチンコ店の駐車場から当時4歳の女儿が行方不明になり、翌朝近くの河川敷で遺体となって発見される事件（足利事件）が発生した。7ヶ月後、市内に住む幼稚園バス運転手の男性（当時45歳）が逮捕された。決め手は「女儿の下着についていた体液のDNA型と本人のDNA型が一致した」ということだった。本人は警察署での取り調べでは自白したが、裁判が始まると一転して無罪を主張した。しかし2000年に無期懲役刑が確定、男性は収監された。ところがその後DNA鑑定技術が進歩したため、再審請求を受けた裁判所は2008年にDNA型の再鑑定を決定した。そして新しい技術による鑑定でDNA型が一致しないことが明らかとなり、男性は直ちに釈放された。現在、再審の準備が進んでいる。

なお1992年に福岡県飯塚市で2人の女儿が殺害された事件（飯塚事件）では、足利事件と同様に古い技術によるDNA鑑定で犯人とされていた別の男性（当時52歳）は冤罪を主張していたが、足利事件でDNAの再鑑定が決まった直後の2008年に死刑が執行された。

**★附属池田小学校事件** 2001年6月、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校に包丁を持った男性（当時37歳）が侵入し、校舎1階にいた児童に次々と襲いかかり、1年生1人と2年生7人の合計8人を殺害した他、13人の児童と2人の教員を負傷させた。男は、高校中退後さまざまな職業を転々としたがうまくいかず、借金をかかえ生活に行き詰っていた。裁判では「今まで不愉快なことがばかりで、何もかも嫌になった。自殺しても死にきれない。大量殺人をやって死刑になりたい」と犯行動機を説明した。

### ■視点・論点

死刑は凶悪犯罪を抑止することができるのか？

冤罪でありながら死刑に処せられた人はいないのか？

被害者の怒り・悲しみを鎮めるにはどうすればよいのか？